



4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

(世界の森林は依然として減少)

国際連合食糧農業機関 (FAO^{*81}) の「世界森林資源評価2020」によると、2020年の世界の森林面積は約41億haであり、世界の陸地面積の31%を占めている^{*82}。森林面積は、アフリカ、南米等の熱帯林を中心に世界全体としては依然として減り続けている(資料Ⅰ-24)。



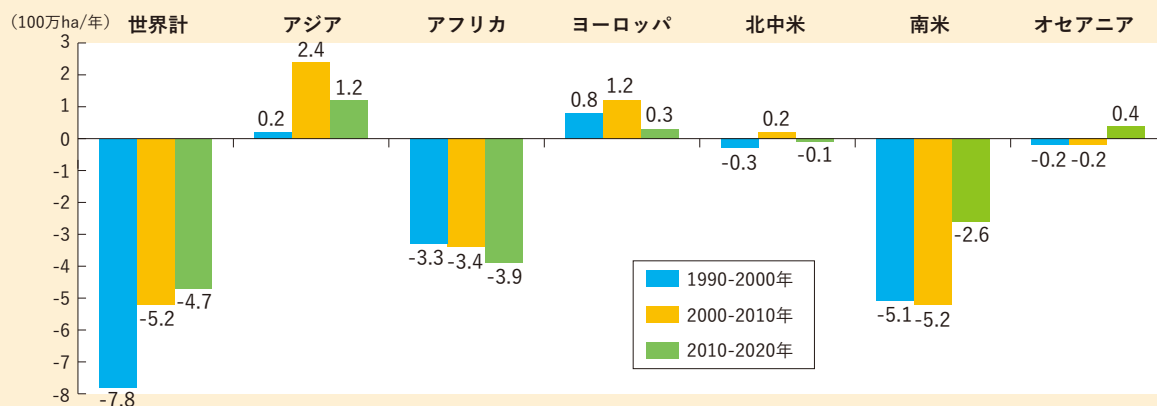
森林・林業分野の国際的取組
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html>

森林減少面積について、2010年から10年間の年平均は470万haであるが、新規植林等による増加を考慮しなければ、年平均1,020万ha(2015-2020年)となっている。

(「持続可能な森林経営」に関する国際的議論)

国際連合では、1992年の「国連環境開発会議 (UNCED^{*83})」(以下「地球サミット」という。)において「森林原則声明^{*84}」が採択されて以降、2000年に「森林に関する国際的な枠組^{*85} (IAF^{*86})」が採択され、これに基づき、経済社会理事会の下に設置された「国連

資料Ⅰ-24 世界の森林面積の変化(1990-2020年)



資料：FAO「世界森林資源評価2020」のデータに基づき林野庁作成。

^{*81} 「Food and Agriculture Organization of the United Nations」の略。各国国民の栄養水準と生活水準の向上、食料及び農産物の生産及び流通の改善並びに農村住民の生活条件の改善を目的として、1945年に設立された国連専門機関であり、本部をイタリアのローマに置いている。

^{*82} 世界森林資源評価2020メインレポート: 14.

^{*83} 「United Nations Conference on Environment and Development」の略。

^{*84} 正式名称は「Non-legally binding authoritative statement of principles for a global consensus on the management, conservation and sustainable development of all types of forests (全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明)」。世界の全ての森林における持続可能な経営のための原則を示したものであり、森林に関する初めての世界的な合意である。

^{*85} UNFF及びそのメンバー国、「森林に関する協調パートナーシップ」、森林の資金動員戦略の策定を支援する「世界森林資金促進ネットワーク」及びUNFF信託基金から構成される。

^{*86} 「International Arrangement on Forests」の略。2015年5月に開催された「UNFF第11回会合」(UNFF11)において、IAFを強化した上でこれを2030年まで延長すること等が決定された。

森林フォーラム(UNFF^{*87})」において森林問題の解決策を議論している。

2015年9月には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)が示された。森林に関しては、目標15において、「持続可能な森林の経営」が掲げられているほか、17の目標の多くに関連している。

2017年4月には、IAFの戦略計画である「国連森林戦略計画2017-2030(UNSPF^{*88})」がUNFFでの議論を経て国連総会で採択された。UNSPFには、SDGsを始めとする国際的な目標等における森林分野の貢献を目的に、2030年までに達成すべき6の「世界森林目標」及び26のターゲットが掲げられている。

アジア太平洋経済協力(APEC^{*89})は、2007年から2020年までの間に域内で森林面積を少なくとも2,000万ha増加させる目標を採択していたが、同期間に森林面積が2,790万ha増加し、同目標を達成している^{*90}。

2021年10～11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、我が国を含む140か国以上が参加し、2030年までに森林減少や土地劣化を食い止め、更にその状況を好転させるため、森林の保全及び再生の加速化、森林の減少・劣化を招かない製品の生産・消費、持続可能な森林経営に対する資金・投資の大幅な拡大等にコミットする方針を掲げた「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」を公表した。この目標の実現に向け、開発途上国における森林保護・回復・持続可能な経営を支援するため、2021年から2025年までの5年間で、森林分野の気候変動対策に、我が国を含む12の国・地域が合計120億ドルの公的資金の確保を約束した^{*91}。これに関連し、COP26の首脳級会合である世界リーダーズ・サミットにおいて、岸田内閣総理大臣が世界の森林保全のため、約2.4億ドルの資金支援を行うことを表明した^{*92}。

資料I-25 モントリオール・プロセスの7基準54指標(2008年)

基 準	指標数	概 要
1 生物多様性の保全	9	森林生態系タイプごとの森林面積、森林に分布する自生種の数等
2 森林生態系の生産力の維持	5	木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等
3 森林生態系の健全性と活力の維持	2	通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等
4 土壌及び水資源の保全・維持	5	土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等
5 地球的炭素循環への寄与	3	森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等
6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進	20	林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等
7 法的・制度的・経済的な枠組み	10	法律や政策的な枠組み、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等

資料：林野庁ホームページ「森林・林業分野の国際的取組」

*87 「United Nations Forum on Forests」の略。

*88 「United Nations Strategic Plan for Forests 2017-2030」の略。

*89 「Asia Pacific Economic Cooperation」の略。

*90 APECホームページ「Achieving the APEC 2020 Forest Cover Goal A synthesis of economy reports」

*91 英国政府ホームページ「World leaders summit on 'Action on forests and land use」

*92 外務省ホームページ「岸田総理大臣によるCOP26出席」

（持続可能な森林経営の「基準・指標」）

地球サミット以降、持続可能な森林経営の進展を評価するため、国際的な「基準・指標^{*93}」の作成及び評価が複数の枠組みで進められている。そのうち、我が国が参加する「モントリオール・プロセス^{*94}」では、2008年に指標の一部見直しが行われ、現在の基準・指標は7基準54指標から構成されている（資料Ⅰ－25）。

（森林認証の取組）

森林認証制度は、第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて当該基準に適合した森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）を非認証材と分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。

国際的な森林認証制度として、世界自然保護基金（WWF^{*95}）を中心に発足した森林管理協議会（FSC^{*96}）の「FSC認証」と、ヨーロッパ11か国の認証組織により発足したPEFC^{*97}森林認証プログラムの「PEFC認証」の二つがあり、それぞれ2億3,008万ha^{*98}、3億2,846万ha^{*99}の森林を認証している。我が国独自の森林認証制度としては、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC/PEFC-J^{*100}）の「SGEC認証」があり、PEFC認証との相互承認を行っている。

また、加工及び流通の過程において、認証材を他の木材と分別管理できる体制が必要であり、これらの認証の一部として、その体制を審査して承認する制度（CoC^{*101}認証）が導入されている。2021年12月現在、FSC認証、PEFC認証のCoC認証は、世界で延べ6万2千件以上取得されている^{*102}。

資料Ⅰ－26 主要国における認証森林面積とその割合

	FSC (万ha)	PEFC (万ha)	認証面積 (万ha)	森林面積 (万ha)	認証森林の 割合(%)
オーストリア	0	332	332	390	85
フィンランド	205	1,885	1,887	2,241	84
ドイツ	144	870	902	1,142	79
スウェーデン	1,963	1,683	2,292	2,798	82
カナダ	5,041	12,817	16,058	34,693	46
米国	1,433	3,417	3,932	30,980	13
日本	42	215	252	2,494	10

注1：認証面積は、FSC認証とPEFC認証の合計（2021年12月現在）から、重複取得面積（2021年中間報告）を差し引いた総数。

2：計の不一致は四捨五入による。

3：日本のPEFC認証面積は、SGEC認証との相互承認後の審査・報告手続きが終了したものを計上。（2021年12月現在）

資料：FSC「Facts & Figures」（2021年12月1日）、PEFC「PEFC Global Statistics」（2021年12月）、PEFC「PEFC and FSC Double Certification (2016-2021)」（2022年3月）、FAO「世界森林資源評価2020」

^{*93} 「基準」とは、森林経営が持続可能であるかどうかをみるに当たり森林や森林経営について着目すべき点を示したもの。「指標」とは、森林や森林経営の状態を明らかにするため、基準に沿ってデータやその他の情報収集を行う項目のこと。

^{*94} アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、米国、ウルグアイの12か国が参加。

^{*95} 「World Wide Fund for Nature」の略。

^{*96} 「Forest Stewardship Council」の略。

^{*97} 「Programme for the Endorsement of Forest Certification」の略。

^{*98} FSC「Facts & Figures」（2021年12月1日現在）

^{*99} PEFC「PEFC Global Statistics」（2021年12月現在）

^{*100} 「Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes」の略。

^{*101} 「Chain of Custody（管理の連鎖）」の略。

^{*102} FSC「Facts & Figures」、PEFC「PEFC Global Statistics」

(我が国における森林認証の状況)

我が国における森林認証は、主にFSC認証とSGEC認証によって行われている。

令和3(2021)年12月現在の国内における認証面積は、FSC認証は42万ha、SGEC認証は215万haとなっている。我が国の森林面積に占める認証森林の割合は1割程度と、欧州の国々に比べ低位にあるが、SGEC認証を中心に認証面積は増加傾向にある(資料I-26、資料I-27)。CoC認証の取得件数については、我が国でFSC認証が1,810件、SGEC認証(PEFC認証を含む^{*103})は509件となっている^{*104}。

林野庁では、森林認証制度や森林認証材の普及促進に取り組むとともに、森林認証材の供給体制の構築に取り組む地域に対して支援している。

(2) 地球温暖化対策と森林

(国連気候変動枠組条約と京都議定書)

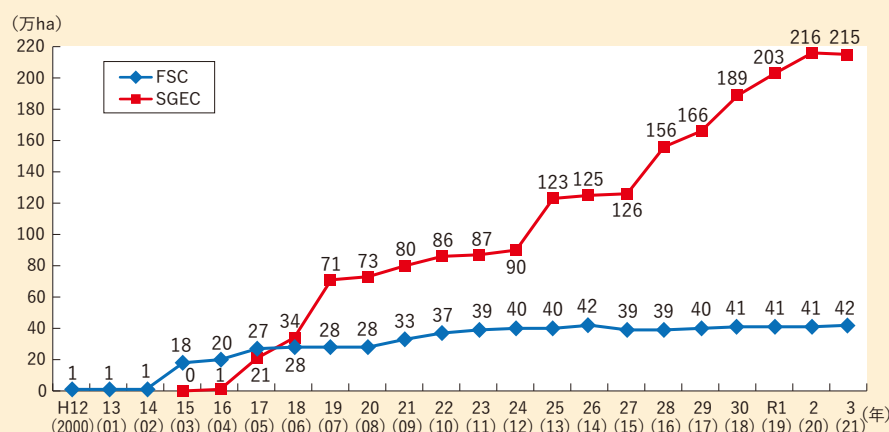
地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC^{*105})は、第6次評価報告書を前回評価報告書以来8年ぶりに発表しており、2021年8月に発表した「第1作業部会報告書(自然科学的根拠)」では、地球温暖化が人間の影響で起きていることを初めて「疑う余地がない」と評価した。また、2022年2月に発表した「第2作業部会報告書(影響・適応・ぜい弱性)」では、人為起源の気候変動は極端現象の頻度と強度の増加を伴い、広範囲にわたる悪影響を自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしているとし、さらに同年4月に発表した「第3作業部会報告書(気候変動の緩和)」では、COP26より前に発表・提出された各国の対策を行ったとしても、21世紀中に温暖化が1.5℃を越える可能性が高いとの見通しを示している。



地球温暖化防止に向けて
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/

「気候変動に関する国際連合枠組条約(国連気候変動枠組条約(UNFCCC^{*106}))」は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的としている。

資料I-27 我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGEC/PEFC-Jホームページを基に林野庁企画課作成。

^{*103} 相互承認によりいずれかのCoC認証を受けていれば、SGEC認証森林から生産された木材を各認証材として取り扱うことができる。

^{*104} FSC「Facts & Figures」(2021年12月1日現在)、SGEC/PEFC-J「SGEC/PEFC認証企業リスト(FM CoC)」(令和3(2021)年12月31日現在)

^{*105} 気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)の下に設立された組織。IPCCは「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。

^{*106} 「United Nations Framework Convention on Climate Change」の略。



1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガスの排出削減目標等を定めた「京都議定書」が採択された。我が国は、同議定書の第二約束期間(2013年から2020年まで)に参加せず目標を設定していないが、この間も、累次のCOP合意に基づき、森林経営活動や国内の森林から搬出された後の木材(伐採木材製品(HWP^{*107}))に由来する温室効果ガス吸収量・貯蔵量を含め、国連気候変動枠組条約事務局に対して2013年以降の吸収量の報告を行っている。令和2(2020)年度における森林吸収量は約4,050万CO₂トン、このうちHWPによる貯蔵量は約285万CO₂トンとなっている^{*108}。

(2020年以降の法的枠組みである「パリ協定」等)

2020年以降の新たな法的枠組みについては、2015年のCOP21において、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みである「パリ協定^{*109}」が採択された^{*110}(資料I-28)。

2018年のCOP24では、パリ協定の実施指針が採択され、これまでと同じ方法により温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められたため、パリ協定の下でも、我が国の森林が吸収源として排出削減目標の達成に貢献することが可能となった。

また、パリ協定の実施に必要な「パリルールブック」(実施指針)のうち、パリ協定第6条(市場メカニズム)の実施ルール等の重要議題はCOP24では合意に至らず継続議題となっていたが、2021年のCOP26において、これらを含む継続議題の全てが合意に至り、「パリルールブック」が完成した。

(新たな「地球温暖化対策計画」)

令和3(2021)年10月に改訂された「地球温暖化対策計画」では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12(2030)年度の日本の温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、平成25(2013)年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。森林吸収量についても、目標を

資料I-28 「パリ協定」の概要

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。
(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる。)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容(協定5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

資料：林野庁森林利用課作成。

^{*107} 「Harvested Wood Products」の略。京都議定書第二約束期間以降、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。

^{*108} 二酸化炭素換算の吸収量(CO₂トン)については、環境省プレスリリース「2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」(令和4(2022)年4月15日付け)による。CO₂トンは、炭素換算の吸収量(炭素トン)に44/12を乗じて換算したものの。

^{*109} 「Paris Agreement」の日本語訳。

^{*110} パリ協定の採択については、「平成27年度森林及び林業の動向」トピックス4(5ページ)を参照。

約2.7%に引き上げている(資料I-29)。

この目標達成に向けては、森林・林業基本計画等に基づき、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の確立を図り、炭素を貯蔵する木材の利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要であり、地方公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、取組を進めていくこととしている。なお、新たな目標値は、森林の成長に関する最新の調査データも反映して設定している。

(開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応)

開発途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の約1割を占めるとされていることから^{*111}、パリ協定においては、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化(REDD+(レッドプラス)^{*112})の実施及び支援が奨励されている。

我が国は、緑の気候基金(GCF^{*113})等への資金拠出を通じた支援や技術支援のほか、二国間クレジット制度^{*114}(JCM^{*115})の下でのREDD+活動を推進しており、令和3(2021)年12月現在、カンボジア及びラオスとの間でガイドライン類が策定されている。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構に開設されたREDDプラス・海外森林防災研究開発センターでは、REDD+の実施に必要な技術解説書や独立行政法人国際協力機構(JICA)と共に立ち上げた「森から世界を変えるプラットフォーム」による情報提供等により、開発途上国や民間企業等のREDD+活動を支援している。

(気候変動への適応)

気候変動への適応については、令和2(2020)年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」で示された最新の科学的知見を勘案しつつ、「気候変動適応法^{*116}」に基づき、令和3(2021)年10月に「気候変動適応計画」が改定された。同計画では、森林・林業分野では異常な豪雨による土石流等の災害の発生に備え、保安林等の計画的な配備や、治山施設の整備、路網の強靱化・長寿命化等のほか、^{かん} 渇水等に備えた森林の水源涵養機能の適切な発揮に向けた森林整備、高潮や海岸侵食に対

資料I-29 我が国の温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標

	地球温暖化対策計画
	2021~2030年 これまでの目標 → 新たな目標
日本の温室効果ガス削減目標	2030年度 26% → 46% さらに50%の高みに 向けて挑戦を続ける 2013年度 総排出量比
森林吸収量目標	2030年度 2.0% → 2.7% (同上記)

注1：これまでの目標は平成28(2016)年5月の地球温暖化対策計画、新たな目標は令和3(2021)年10月の地球温暖化対策計画に記載。

2：森林吸収量目標には、間伐等の森林経営活動等が行われている森林の吸収量と、伐採木材製品(HWP)による炭素貯蔵量を計上。

^{*111} IPCC(2022)IPCC Sixth Assessment Report: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change, the Working Group III contribution, Summary for Policymakers: 6.

^{*112} 「Reducing emissions from deforestation and forest degradation, and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries」の略。

^{*113} 「Green Climate Fund」の略。

^{*114} 開発途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC(国が決定する貢献)の達成に活用する制度。

^{*115} 「Joint Crediting Mechanism」の略。

^{*116} 「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)

応した海岸防災林の整備、気候変動による影響の継続的なモニタリング、病虫害対策、気候変動の影響に適応した品種開発等の調査・研究の推進等に取り組むこととしている。

このほか、開発途上国における持続可能な森林経営や森林保全等の取組を支援するとともに、森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発等を推進することとしている。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

森林は、世界の陸地面積の約3割を占め、陸上の生物種の少なくとも8割の生育・生息の場となっていると考えられている^{*117}。

平成22(2010)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約^{*118}第10回締約国会議(COP10)において、「愛知目標^{*119}」を定めた「戦略計画2011-2020」及び遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS^{*120})に関する「名古屋議定書」が採択された。

令和3(2021)年10月には生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)の第一部が開催され、「愛知目標」に代わる新たな目標である「ポスト2020生物多様性枠組」を今後、確実に採択することなどを記載した「昆明宣言」が採択された。今後、令和4(2022)年7～9月に中国・昆明で開催予定のCOP15第二部において「ポスト2020生物多様性枠組」が議論・採択される予定である。

(4) 我が国の国際協力

(我が国の取組)

令和元(2019)年の世界の森林分野の政府開発援助による拠出金13億6千万ドルのうち、我が国は3千3百万ドルを拠出しており、ドイツ、フランス、英国に次ぐ世界第4位となっている^{*121}。

我が国は、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与を効果的に組み合わせた技術協力や、研修等を実施している(資料I-30)。令和3(2021)年度にはベトナムでの持続的な森林経営及びケニアでの気候変動レジリエンスに関し、新たに森林・林業分野の技術協力プロジェクトを開始した。

また、JICAを通じて開発資金の低利かつ長期の貸付け(円借款)を行う「有償資金

資料I-30 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	実施中件数	終了件数	計
アジア	6	79	85
大洋州	1	4	5
中南米	1	32	33
欧州	3	3	6
中東	1	2	3
アフリカ	6	26	32
合計	18	146	164

注1：令和3(2021)年12月末現在の数値。

2：終了件数は昭和51(1976)年から令和3(2021)年12月末までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

^{*117} UNFF(2009) Forests and biodiversity conservation, including protected areas. Report of the Secretary-General. E/CN.18/2009/6：5.

^{*118} ①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としている。遺伝資源とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するもの。CBDは「Convention on Biological Diversity」の略。

^{*119} 2020年までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」を達成するために定められた20の個別目標。

^{*120} 「Access and Benefit-Sharing」の略。

^{*121} OECD Stat、拠出金額は約束額ベース。

協力」による造林や人材の育成等を目的とするプロジェクトの支援や、供与国に返済義務を課さない「無償資金協力」による森林管理のための機材整備等を行っている。

（国際機関を通じた取組）

国際熱帯木材機関 (ITTO^{*122}) は、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を目的として1986年に設立された国際機関であり、横浜市に本部を置いている。加盟国は、生産国と消費国の計73か国及びEUである。我が国は、ITTOへの資金拠出を通じて、生産国のプロジェクトを支援している（事例Ⅰ－6）。

令和3（2021）年11～12月に開催された第57回国際熱帯木材理事会 (ITTC57) では、ITTOの設置根拠となる「2006年の国際熱帯木材協定」の有効期間が延長されたほか、地球規模課題解決におけるITTOの重要性の高まりを踏まえた、新しい「戦略的行動計画」が策定された。また、新事務局長としてシャーム・サックル氏（マレーシア出身）が選出された。我が国政府は、ベトナムにおける「持続可能な木材消費の促進」プロジェクトへの拠出を表明した。同プロジェクトについては、これまで同国の木材産業が輸出に依存してきたことから、我が国における木材利用拡大の経験を活用しつつ、同国内における木材利用の拡大を図ることを目的としている^{*123}。

さらに、我が国はFAOの信託基金によるプロジェクトへの拠出により、開発途上国における山地の地域強靱化^{じん}のための森林の保全・利活用方策の普及に向けた取組等を支援している。

事例Ⅰ－6 国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出によるインドネシアでの持続可能な森林経営プロジェクト

センパカ種は、インドネシア・北スラウェシ州における伝統的家屋の原料であり、地域のシンボルでもある。近年、需要が高まる一方、天然林からの供給の減少、地域住民の造林知識の不足等により、持続可能な利用が課題となっていた。

このため、林野庁は、平成28（2016）年から令和3（2021）年にかけて、ITTOへの資金拠出を通じてインドネシア政府が行う住民参加によるセンパカ種造林プロジェクトを支援した。

プロジェクトでは、地域住民を対象とした造林技術の改善、地方行政を対象とした年間許容伐採量の算出と管理計画の策定支援等が実施された。これにより地域住民による造林実施体制の整備や造林への理解醸成、地方行政による資源管理能力の向上につながった。

さらに、地域住民と地方行政の連携体制が確立されたことから、プロジェクト終了後も、センパカ種の保全と造林が推進されることが期待される。



（左・中）住民向け「造林技術マニュアル」

（右）人工林併設の苗畑での住民へのトレーニング（写真提供：ITTO）

^{*122} 「The International Tropical Timber Organization」の略。ITTOによる「違法伐採対策」については、第Ⅲ章第1節（4）136-137ページ参照。

^{*123} 林野庁ホームページ「第57回国際熱帯木材理事会（令和3年11～12月、オンライン）の結果について」